## 特殊健診対象者参考

対象検査		受診すべき回数	受診場所	対象者
【対象者は受診必須】	放射線業務従事者健診	年2回	各キャンパス or クリニック	電離放射線障害防止規則第2条及び放射線障害防止法第23条に定める放射線業務に常時従事し、管理区域に立ち入る者
	有機溶剤取扱業務従事者健診 *1	年2回	各キャンパス or クリニック	有機溶剤中毒予防規則第29条等に定める物質の取扱、又はガス蒸気を発散する場所での業務に常時従事する者(週1回以上、又は年3ヶ月以上行う者)
	特定化学物質取扱業務従事者健診 *2	年2回	各キャンパス or クリニック	特定化学物質等障害予防規則第39条等に定める物質の取扱、又はガス蒸気を発散する場所での業務に常時従事する者(週1回以上、又は年3ヶ月以上行う者)
	粉じん業務従事者健診	年1回	各キャンパス or クリニック	じん肺法第2条に定める業務及び有機粉じん等を発散する場所での業務に 従事する者
	高気圧業務従事者健診	年2回	クリニック	高気圧作業安全衛生規則第38条に定めるものをはじめとする高気圧業務に 常時従事する者
	鉛取扱業務従事者健診	年1回	クリニック	鉛中毒予防規則第53条等で定める鉛業務、もしくはこれらの業務を行う場所において清掃の業務に従事する者
	振動業務従事者健診	年1回	クリニック	基発第134号等で定める、チェーンソー等の使用により体に著しい振動を与える業務に従事する者
	有機りん取扱業務従事者健診	年2回	各キャンパス or クリニック	基発第308号等で定める、有機リン剤を取り扱う業務、または有機リン剤の 製造に関わる業務等に従事する者

<sup>\*1</sup> 参考1、参考2(「化学物質等の取扱いの手引き」より)の項目を参考にしてください。

<sup>\*2</sup> 参考3、参考4(「化学物質等の取扱いの手引き」より)の項目を参考にしてください。